平成３０年（フ）第７５号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番８－102号
債務者　楠　　杏奈（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３２２号
宮城県亘理郡山元町山寺字石田44番地11
債務者　渡辺ゆう子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　県営真壁アパート６号棟１－１
債務者　長塚　瑞穂
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３９号
富山市堀川小泉町841番地４　プライムステージ堀川107号
債務者　遠藤　久司
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
富山市三室荒屋444番地１　ドリームハウス大山Ａ棟201号
債務者　中田　宏美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
富山市小杉830番地３
債務者　北村　欣也
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
滋賀県長浜市大路町290番地
債務者　田川　直紀
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
滋賀県長浜市八幡中山町413番地４　ツイン・ハイツ113号室
債務者　山本　靖憲
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第３６８号
神戸市灘区水道筋３丁目４番地　ハイツモカ301、従前の住所神戸市灘区中原通１丁目３番２号　２Ｆ
債務者　柴田　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４８号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目６番11号　メゾン勇101号、前住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目８番20号
債務者　勝屋ゆかり
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４２号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目12番23号、前住所鳥取県米子市皆生新田２丁目17番32号
債務者　伊藤　映子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１８８号
岡山市北区中仙道１丁目４番37号　トアロード今402号室
債務者　河野　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字横道29番地10
債務者　高久　　遥
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
茨城県日立市大久保町１丁目２番10号、前住所茨城県日立市諏訪町１丁目５番18号
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１１６号
新潟市東区本所３丁目５番29号
債務者　銅谷セツ子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７３号
長野県塩尻市大字長畝39番地１
債務者　黒河内　壽
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
長野地方裁判所松本支部